

2021年9月13日

福岡高等裁判所 御中

裁判長裁判官 森富義明 様  
裁判官 佐藤拓海 様  
裁判官 伊賀和幸 様

水源開発問題全国連絡会

共同代表 嶋津暉之、遠藤保男

連絡先：横浜市港北区下田町 6-2-28 遠藤保男

## 石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求控訴事件への 「工事続行差止」判決を求めます

私たちは、1993年に無駄なダムの事業地となって苦しんでいる住民たちが、その中止を求めて集まった連絡会です。

本会結成当時から事業地住民たちと支援者が無駄な事業として中止を求めて闘われていた、苦田ダム、徳山ダム、ハッ場ダム等は、国家権力と地方権力が一体となった事業地自治体への徹底した社会資本の締め上げ（行政圧迫）によって事業地自治体にやむなく同意させ、完成されました。然しそれらのダムは、事業地住民とその支援者が指摘していた通り、水需要の減少で地方財政を苦しめたり、水道料金値上げ（空料金払い）に至っています。治水面では、ダムが諸々の要因から緊急放流を余儀なくされることが頻発し、その下流域で多くの死者を伴う甚大な洪水被害を引き起こしています。

一方、住民と首長たちの頑張りで中止を勝ち取った、細川内ダム、新月ダム、松倉川ダム等の流域は、健全な姿をとどめています。

石木ダムは、原告・控訴人が立証してきたように利水目的・治水目的共に必要性が当初からこじつけであって、ダム事業地では13世帯の皆さんが「必要のない石木ダムに生活の場を渡すことはできない」と50年以上にわたって「生活の場明渡し」を拒否、長崎県により不当にも収用された地で生活を継続、「知事が1972年に事業地住民と交わした「覚書」きで交わした「第4条：乙が調査の結果、建設の必要が生じたときは、改めて甲と協議の上、書面による同意を受けた後着手するものとする。」の実践＝「石木ダムの必要性についての話し合い」を長崎県と佐世保市に求めて抗議行動を続けています。起業者はその説明ができるわけもなく、話し合い拒否を貫いています。

そんなダムのために、建設予定地に住む13世帯約50名の方々の暮らしを、生き方を犠牲にして良いはずはありません。

これまで、ダム建設では現に暮らしを営んでいる家を壊し、人々を放り出すための行政代執行を検討する事態に至った事例はありません。石木ダムは例外です。必要性がないダム事

業に起業者がこだわっているにすぎないことの何よりの証しです。

この裁判では、公共事業のあるべき姿と、公共事業の名のもとに侵害される人権をどう守るかが問われています。審理にご尽力いただいている裁判官の皆様が、本件の実態を直視の上、石木ダムの工事は止める以外の選択肢はありえないことをご理解され、控訴人と国民の負託に応え、「石木ダム事業工事続行差止」判決を示されることを切に願っています。

以上